

首都圏中央連絡自動車道 弓田舗装工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書 15-1について	貸与品について、「数量」、「引渡場所及び引渡時期」、「貸与期間」について、空欄になっています。また、詳細図の交通規制工の図面の凡例には規制材に関して受注者持ちとあります。つまり、規制材に関して貸与品は無く、すべて業者持ちであると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	工事用道路について	坂東パーキングエリアの施工について、工事関係車両はすべて高速道路から出入りする計画でしょうか。坂東作業基地から直接出入りすることは可能でしょうか。また工程的に出入り可能な期間が設定されているのでしょうか、ご教示願います。	参考図1/110 施工段階 STEP②の施工程序図に示すとおり、坂東PA（内回り）の現道を工事用進入路として出入りが可能です。期間は、特記仕様書9-2に示す時期から特記仕様書20-1に示す時期までとお考えください。
3	工事用道路について	本線、外回りの施工にあたり、高速道路を使用せず、路肩側から現場に出入りすることは可能でしょうかご教示願います。	平面図・縦断図・標準横断図6/22 弓田地区に示す工事用出入口部から本線外回りの現場への出入りが可能とお考え下さい。